

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

第39回家きん疾病小委員会概要

(平成23年4月21日開催)

- 1 高病原性鳥インフルエンザの発生概要及び防疫措置について
 - (1) 高病原性鳥インフルエンザについては、11月29日から3月16日までに9県、24農場において確認されたが、個々の事案においては、早期の通報及び迅速な防疫対応が奏功し、他農場への感染拡大に至ることはなく、4月15日に千葉県における発生に係る移動制限の解除をもって、全ての移動制限が解除された。
 - (2) 既に渡り鳥が北方へ移動し始めていることから本病の発生リスクは減りつつあると考えられるが、まだ野外にはウイルスを保持している野鳥及び野生動物がいる可能性があるため、引き続き監視体制を維持し、本病ウイルスの侵入防止及びまん延防止に努める必要がある。
 - (3) また、10月以降の渡り鳥の飛来シーズンに備え、農家段階でのバイオセキュリティの強化等に今後も努めることとされた。
- 2 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫対応の変更について
 - (1) (独)動物衛生研究所において開発された国産リアルタイムPCRキットについて、家きん卵出荷監視検査におけるウイルス遺伝子検出検査の一手法として導入することとされた。
 - (2) 移動制限区域内の農場からの家きん卵の出荷については、家畜防疫上の観点から本病ウイルスの飛散防止措置を強化した上で、強毒タイプ発生の場合であっても弱毒タイプの発生と同様に、ウイルス分離検査を待つことなく、ウイルス遺伝子検出検査(PCR法またはリアルタイムPCR法)で陰性が確認されれば認めることとされた。